

令和2年度の農地中間管理事業に係る評価委員会の意見・評価について

1. 開催日時、場所

開催日時：令和3年6月1日（火）14:00～16:00

開催場所：農業教育情報センター 1階 生活企画相談室

2 評価委員

増田 佳昭 委員長（立命館大学経済学部招聘教授）

小畑 雅人 委員（税理士・行政書士）

三添 美紀代 委員（元日野町農業委員）

3 農地中間管理事業の評価について

(1) 転貸について

ア 集積

昨年度の評価で、集落営農の法人化の取組に呼応し今後の農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）による集積は一段落すると評価した。この点についての見直しは必要ない。しかしながら、令和2年度の機構事業の転貸実績は対前年比180%と大幅に伸びており、その要因は農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）からの切り替えであるとの分析であった。今後の機構事業による集積についても、円滑化事業の個々の契約の実情に合わせた丁寧な対応により、機構事業へのスムーズな移行が行われるよう期待する。

なお、担い手農家への新たな集積をさらに推進するため、機構集積協力金の地域別交付状況と合わせた分析を行われたい。

イ 集約化

今後の機構事業の取組において、集約化が重要であることに変わりはない。

県下各地で人・農地プランの実質化の取組が動き出していることから、これらの動きと連動した担い手間の話し合いの活性化により集約化を進められたい。

ウ 目標数値

令和3年度の活動方針に示されている転貸目標面積900haについては、特に異論はない。

(2) 機構事業の取組方法について

ア 貸借期間

機構事業の貸付希望期間は原則10年とされており、実際の貸借期間も10年の契

約がほとんどとなっている。しかしながら借受希望農家によっては、10年の権利設定は長すぎて借受けできないが3～5年の短い期間であれば機構事業を利用したい、という方もおられる。これらの方々の要望に応えられるよう、貸借期間については柔軟に対応されたい。

イ 受付期間

一昨年度の受け手農家の利便性改善に引き続き、貸付希望申出書の受付期間延長と円滑化事業からの切り替え時における随時受付制度の創設等、出し手農家の利便性についても一定程度図られたと評価する。

ウ 新規参入者

新規参入者への貸し付けについては、今後の担い手農家確保の点から非常に重要であるが、反面リスクが高いと考えている。このため、新規参入希望者に対しては、就農支援策やリスク対応について関係機関と連携を図りながら慎重に検討・対応されたい。

エ 戦略推進会議

各種補助事業の活用を検討されている地域等、農地の集積・集約化のニーズのある所では、関係機関と農地中間管理機構でこれらの推進に向けた話し合い（戦略推進会議）が十分に行われることを期待する。